

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

刑事政策

問1 執行猶予制度の意義と課題について論ぜよ。

問2 第208回国会で可決成立した「刑法等の一部を改正する法律」は、「更生保護法」を改正し、83条の2を新設している。下掲の条文を参照した上で、この条文を新設したことによるどのような刑事政策上の意義があり、この制度にはどのような課題があるか、論ぜよ。

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、同項の被疑者の刑事上の手続に
関与している検察官の意見を聴かなければならない。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見
を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができない。